

健康保険給付の時効について

健康保険給付は、時効の起算日から**2年**を経過すると、給付を受けることができなくなりますのでご注意ください。（起算日には例外もあります。）

給付の種類	健康保険給付の時効
療養費	療養に要した費用を支払った日の翌日から2年 ※療養費は例外もあり
高額療養費	診察を受けた月の翌月の1日から2年
傷病手当金	労務不能であった日ごとに、その翌日から2年
出産手当金	労務に就かなかった日ごとに、その翌日から2年
出産育児一時金	出産日の翌日から2年
埋葬料	死亡した日の翌日から2年
埋葬費	埋葬をおこなった日の翌日から2年



例1



療養費

治療用装具を作り、平成28年2月15日に装具代金を支払った場合

時効の起算日：平成28年2月16日
請求できる期間：平成30年2月15日まで

例2



高額療養費

平成28年4月5日から平成28年4月25日までの入院（平成28年4月分）を請求する場合

時効の起算日：平成28年5月1日
請求できる期間：平成30年4月30日まで

例3

傷病手当金

傷病手当金は1日単位で給付金が支払われるため、時効も1日単位で発生します。

平成28年3月3日から平成28年3月20日までを請求する場合



労務不能だった日	時効の起算日	請求できる期間
平成28年3月3日	平成28年3月4日	平成30年3月3日まで
平成28年3月4日	平成28年3月5日	平成30年3月4日まで
⋮	⋮	⋮
平成28年3月19日	平成28年3月20日	平成30年3月19日まで
平成28年3月20日	平成28年3月21日	平成30年3月20日まで